

### 第3回 熊本市宿泊税検討委員会

開催年月日 : 令和6年(2024年)2月7日(水)

開催時間 : 午前10時00分~午前12時00分

開催場所 : 熊本市役所本庁舎4階モニター室

#### 【出席者】

##### ■委員

所属	役職	氏名	備考
熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	井寺 美穂	ご欠席
東海大学 文理融合学部 地域社会学科	客員教授	小林 寛子	会長
(一社)日本旅行業協会九州支部 熊本県地区委員会	委員長	島添 哲也	副会長
熊本市観光旅館ホテル協同組合	理事長代行	鶴山 敏哉	
熊本市ホテル連絡協議会	代表理事	長尾 勇	
熊本市旅館ホテル組合	組合長	西上 佳孝	
熊本経済同友会	幹事	西原口 香織	オンライン
植木温泉観光旅館組合 こまち会	代表	平山 愛	
(一社)民泊観光協会 熊本支部	代表	吉川 香寿美	

※敬称略

##### ■オブザーバー

熊本県観光戦略部観光企画課

一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会

##### ■事務局

熊本市

## 【議事要旨】

### 1 開会

(事務局)

第3回熊本市宿泊税検討委員会を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして、事例等を踏まえた宿泊税の使途や制度についてご審議をいただきたいと思っております。

### 2 議事

#### (1) 事例等を踏まえた宿泊税の検討について

(事務局)

「資料 事例等を踏まえた宿泊税の検討について」説明

(会長)

ありがとうございました。それでは議事の審議に移りたいと思っております。

今回も内容が多岐にわたっておりますので、項目ごとに審議を進め、最後に総括という形で、第1回から今回までの審議を踏まえたご意見、ご質問などを伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

まず、資料の8ページまで、第2回会議でいただいたご意見のうち、宿泊税の目的と使途についてです。今後どのような取り組みが考えられるかという具体例も出ておりますので、こちらについて皆様からご意見をいただきたいと思っております。優先順位、先に実施した方がよい取り組みなどについてもぜひお伺いしたいと思います。

(委員)

第2回会議での意見、論点がきれいに整理されていると思えました。

やはり、宿泊税のそもそもという所について、もう一度、この第3回会議で話し合った内容を共有化し、コンセンサスを取らなければならないと思えました。

第2回会議で、総論については少しずつまとまっておりますが、もう一度きちんとコンセンサスを取るために、情報の出し合いが必要だと思います。

また、目的の所で少し懸念しているのですが、宿泊税の使途として、完全に新たな観光振興に使われるのか、あるいは人口減少で税収予算が減ってきている中で、これまでの施策についていた予算が減ってくるために、新たな財源を使って充当していくのかがはっきり分からないという所がありますので、その点を改めて確認したいと思います。

宿泊税の目的としては、新たな観光振興のために使っていきべきだと思っており、第2回会議でお話がありましたように、予算が足りなくなったから、そこに宿泊税を使うという考え方ではいけないと思います。また、第2回会議で私が申し上げましたが、熊本市観光マーケティング戦略がよく練られていて、非常に具体的な取り組みが出されているということで、宿泊税の新たな予算をここにつなげていった方が良いのではないかと、戦略に出ている具体例に優先順位をつけていくのが近道ではないかと思いました。

(会長)

宿泊税のそもそもの目的について、新たな観光に使うのか、それとも、足りない所に補充する形で使うのかをはっきりさせた方が良くというご意見でした。事務局にお話を伺ってもよろしいですか。

(事務局)

現在、本市が観光振興に使っている一般財源が6億弱で、一方、仮に新たに一律200円で宿泊税を導入した場合、5億6400万の新たな財源が確保されることになり、ちょうど同じ位の金額ですが、それを単純に振り替えるのは、当然ながらよろしくないと思います。今後の市政を進める上で、観光振興は大変重要だと考えており、熊本市観光マーケティング戦略でも新たな取り組みを進めていこうとしておりますので、今の6億弱の予算にプラスをして、今後の取り組みのために新たな財源を活用させていただくというのが基本方針かと思っております。毎年度の予算編成においての財政状況等も考慮しながら具体的な判断をしていくことになろうかと思っておりますが、基本的な考え方としては、観光マーケティング戦略に基づく事業をプラスオンし、新規拡充していくことに充当するということで、ご理解いただいてよろしいかと思っております。

(会長)

ありがとうございました。観光マーケティング戦略に出ている具体的な取り組みに充当するという点について、それで良いのか、あるいは優先順位の考え方などご意見を伺いたいと思います。

(委員)

私が一番懸念している部分は、先程お話がありましたように、何のために財源を集めるのかということでした。熊本市観光マーケティング戦略で考えた、今後の新しい観光施策の財源の議論の中で、宿泊税というものが出てきたわけですね。

私は熊本市の組合長と同時に県の理事長もしております。今回、県はまだ検討しない、市が先に導入検討を進めているということで、長崎市では同じ事例がありますが、熊本の観光においては、熊本市だけが頑張っているいけないと思います。県の予算を見ますと、

熊本市よりも阿蘇の方に活用しているケースが多い気がします。しかし、本来であれば熊本をハブに周遊してもらう必要がある。県全体を考えて、先を見越して混乱をしないように、県と市のスタンスをしっかりと固めて、今回のスキームを練り上げる必要があるのではないかと考えています。

また、第2回会議で私が申し上げましたが、経営者側の宿泊税に対する負担感として、宿泊料金を高額で設定している所ではあまり感じませんが、低い金額で設定している所では、相当な負担を感じます。今熊本市内のホテルの客単価は、第1回会議の時と比べてかなり下がってきていると思います。物価や人件費、水道光熱費の高騰により薄利状態になってきている状況で、宿泊稼働率も毎日変動していく、その中で、本当に宿泊事業者がきちんと税金を納められるのか、お客様にお支払いいただく金額に転嫁できるのかということを懸念しています。今、大手ファイナンスなどによる、熊本県市のホテル買収の動きなども出ています。

そのような状況ですから、宿泊税制度については、慎重に、県市でしっかりと方向性を見据え、役割分担をしながら進める必要があります。熊本市内に泊まる目的としては、熊本城や水前寺公園を見たいからというよりは、飲みに来たついでに泊まる、あるいは、阿蘇に行って、熊本をハブにして天草に遊びに行くという方が多いと思います。熊本市は、ハブの拠点としてしっかりと整備して市内に泊まっただき、県内に波及させていくことになるかと思います。県市で役割分担をしながら磨き上げるコンテンツなどについて協議をし、導入やスタート時期に関しては慎重に進めるべきと考えております。

(会長)

県との協議について、今の状況や今後の予定など、事務局から何かありますか。

(事務局)

熊本市が検討を始める場合、県や県内の他市町村はどうされるのかなど、非常に影響が大きいと考えましたので、検討前から、県とはしっかり情報共有させていただき、現在も継続しております。今後、市の方向性については、検討委員会で皆様からいただきましたご意見をまとめた答申を踏まえ、十分に検討、協議していきたいと思っておりますので、その点をご理解いただければと思います。

(委員)

例えば、この検討委員会で宿泊税の税額についてコンセンサスを取った後に、市と県で様々な調整、協議をした場合に、例えば金額を上乗せされるということが出てくるのか、その点が少し心配です。例えば、検討委員会で200円が妥当となっていて、実際は合わせて350円になるようなことがありますと、ここで議論したことは何なのかということになります。そこはいかがでしょうか。

(事務局)

答申いただいた内容を基本に、県と協議をしていきたいと思っております。今の時点で、ご答申いただいた形で決定します、というお約束はできないのですが、私共としては、皆様に慎重にご審議いただいたご意見を真摯に受け止めさせていただいた上で、検討、協議していきたいと思っております。

(会長)

県と慎重な協議を続けてほしいことと、税額について妥当だとした金額が上乗せによって変わることは望ましくないと思っていることについては、検討委員会の意見としてまとめたいと思います。

先ほど、税額について、宿泊料金を低い金額で設定している所では負担感が強く、納税ができるのかについても不安だというご意見がありました。そちらに関してはいかがでしょうか。

(委員)

簡易宿泊所や民泊は、宿泊料金を低く設定している所が多く、特に、里帰りされている連泊のお客様や小さなお子様をお連れのお客様などにとっては負担になるかと思えます。幼児料金を設けている場合などは、さらに上乗せとなりますので、お客様が減るのではないかと思います。小規模事業者への配慮についての審議の際にまたお話ししたいのですが、宿泊料金の低い施設では、宿泊料金を下げることにも考えるかと思えます。

(委員)

コロナ禍で、どれだけ頑張るスタッフがいても、お客様に来てもらえない状況で、何もできなかった切なさを感じたときに、まず、今はスマートフォンなどで検索して、熊本を選んでもらうことが大事で、こうして宿泊税について考えて、熊本のここに行きたいと思ってもらえるような取り組みを行うことが一番かとは思いますが、その反面、植木温泉には小さな旅館が多く、入湯税の負担もあり素直に不安、という気持ちがありますので、このような議論を重ねて、皆様のご意見を聞くのは、とても貴重な時間だと思います。

やはり、選ばれたい、ということが一番です。来ていただいた時に整っている、ではなく、来ていただくために使いたいということがとても強い思いです。

(会長)

今のお話を踏まえまして、内容が宿泊税の制度にも関連してきましたので、よろしければ、まず資料の9ページから11ページまでの宿泊税の制度について、次に12ページ以降の長期滞在者や小規模事業者の方への配慮について審議を進めたいと思えますがいかがでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

まず、宿泊税の制度について、例えば特別徴収義務者の事務負担の軽減を考える中で、長崎市では、特別徴収交付金制度における交付率の上乗せではなくシステム整備費助成制度を導入しているということで、どちらが良いのかということも含めてご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

長崎市のシステム整備費助成制度は、利用率が約3割だったとのことで、その理由として、手続きの煩雑さが考えられると思いますので、その低減が図れるのかということがあります。もし、手続きに大変手間がかかるのであれば、日常業務の時間を割かなければならない、そこで、機会損失が生まれてしまいます。手続きを簡素化できるのであれば、やはり最初にお金がかかるという所で、システム整備費助成制度は必要だと思います。特別徴収交付金は、徴収を始めた後の制度ですので、タイムラグが発生します。宿泊事業者の資金で初期投資をして、例えば1か月後などから少しずつ回収しなければならないということでは、負担が大きいと思います。ですから、システム整備費助成制度については、簡素化に前向きに取り組んでいただければ、あった方が良くと思います。ただ、それができないということで非常に煩雑な制度になるのであれば、この特別徴収交付金に、他の自治体のように0.5%上乗せをして、それをシステム整備費用に充てるということになるかと思えます。簡素化という点についてはいかがですか。

(事務局)

システム整備費助成制度を設けることとなった場合、簡素化できる部分については可能な限り簡素化を図る形で制度設計できればと考えております。

(会長)

システム整備費助成制度は、宿泊税の導入に当たってシステムを入れる際の助成ということで、あまり大きな規模ではない事業者さんのニーズも高いと思います。ですから、複雑な必要書類が必要であったり、提出後も様々な指摘や修正が入ったりしてしまうと大変負担が大きく、手続きの簡素化や助成対象の明確化などが必要というご意見もあるでしょうし、簡素化が難しいのであれば、交付金への上乗せの方が分かりやすいというご意見もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

小規模事業者の場合は、対象を分かりやすくした上で初期費用をいただく方が助かり

ます。

(委員)

個人的には同じ意見ですが、他の施設さんにも意見をもらって次回お伝えしたいと思います。

(委員)

私も同じ意見です。施設の運営予算の中で、新たな税に対応するシステムの整備費用を一括で用意しなければいけないというときに、長崎市のような制度が一番ありがたいことですが、その手続きに多くの人手や時間が必要になるのであれば、そもそもの導入目的に沿わないので、交付金への上乗せの方が良いということになります。ですが、後から入ってくる交付金をシステム整備費用として充当することになるので、初期費用を先に用意しなければならないというのは、施設側としては死活問題だと思います。

(委員)

税率200円、交付金の率を2.5%として、稼働率100%で試算したとしても、100室あたり月額15,200円なので、はるかに人件費の方が高いと思います。

(会長)

特別徴収交付金制度の2.5%に併せて、初期投資費用が大変な負担になることからシステム整備費助成制度は必要ですが、その申請手続きが複雑であればかえって負担となるので、その点について配慮していただきたいというご意見でよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

それでは、資料の12ページ、長期滞在者や観光目的以外での来訪者への配慮についてご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

ビジネスの方は会社の経費で宿泊されますので、特に配慮は必要ないと思います。また、お仕事で来られていても、空いた時間に観光される方が多いので、観光地が良くなる費用に充てられるということは良いと思います。

(委員)

宿泊税であって観光税ではないので、観光目的以外で来られた方にもご負担いただい

て良いのではないかと思います。

(会長)

長期滞在者や観光目的以外での来訪者について、課税免除等の配慮は必要ないのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

(委員)

良いと思います。

(委員)

熊本市においては、課税免除を設けないということで良いと思いますが、県市で検討をする場合は、阿蘇などの修学旅行が多い地域もありますので、配慮を求めるとご意見が出る可能性があります。

(会長)

第2回会議で、熊本市は修学旅行生の宿泊があまり多くないことから課税免除は必要ないのではないかというお話があったと思いますが、県が今後導入されるなど、熊本市と歩調を合わせる場合は、修学旅行への課税免除について別途検討が必要というご意見でよろしいでしょうか

(委員)

はい。

(会長)

続いて、資料の13ページ、民泊等の小規模事業者への配慮としての申告特例制度などについてご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

東京都は民泊が課税対象外になっており、大阪府は免税点が7,000円未満となっています。民泊は営業日数が180日までとなっており、本業ではなく副業という位置づけですので、民泊について7,000円未満などの免税点を設けて頂きたいと思っています。

(事務局)

第2回会議において、一定の金額以下の場合に税金をかけないことを免税点という表現でご説明しまして、他都市の事例において、基礎自治体といわれる市町村では免税点を設けていないことも踏まえたご議論の中で、免税点の設定は適当ではないとのご意見で



した。免税点を設ける場合、免税点とする金額の設定も重要な論点になりますので、その点も踏まえ、免税点についてどうするのか、皆様からご意見をいただければと思います。

(会長)

第2回会議で、免税点の設定は適当ではないということと、その主な理由として、免税点とする金額の設定が難しいことや、宿泊料金によって課税か非課税かが異なるので煩雑になるということでした。一方で、13ページの事例は、宿泊料金ではなく、特別徴収した宿泊税の申告納入額が一定額を超えない事業者さんに対して、例えば申告特例制度など、3ヶ月分をまとめて申告納入できる制度だと思いますが、今、7,000円未満を免税点として頂きたいというご意見がありました。

(委員)

民泊施設は、あくまでも住宅という位置づけになっておりますので。

(事務局)

15ページに、課税客体、つまり、どのような施設への宿泊を課税対象とするかについて記載しております。東京都を除き、全ての自治体で民泊等も課税対象とされています。また、大阪府は、免税点が7,000円未満となっております

(会長)

現在、民泊における宿泊料金の平均はいくら位でしょうか。

(委員)

正確な平均額は分かりませんが、大体3,300円から、高い所では10,000円という所もあります。

(委員)

民泊には、料金変動はないのでしょうか。

(委員)

料金変動はあります。

(委員)

ホテルでも、宿泊料金が7,000円未満となる施設は存在すると思いますよ。

(委員)

民泊は、営業日数が180日までという制限があるので。簡易宿泊所については営業日数の制限がないので、宿泊税の課税対象になると思いますが。

(委員)

宿泊税は、宿泊される方が払いますよね。宿泊される方にとってご負担になるというか、ご負担に感じるお客様が離れていく可能性があるということでしょうか。

(委員)

そうですね、学生の方のご利用が多く、受験や看護実習、大会参加などで2週間などの長期滞在になることも多いので、宿泊料金が低いことであまり負担を感じず泊まれるという方が多いんですよ。

(会長)

宿泊料金を低い金額に設定されている民泊に宿泊される方への配慮が必要ではないか、ということにつきまして、皆様からご意見ありますでしょうか。

(委員)

民泊で届出されている施設について、異なる制度とすることは可能なのでしょうか。

(事務局)

制度としては、例えば民泊で届出されている施設のみに免税点を設けるということは、非常に難しいかと思います。もしも、民泊を課税対象としないということであれば、15ページの一覧表における東京都と同様の規定をする、つまり課税客体としないということになりますが、民泊に泊まれる方と、それ以外の施設に泊まれる方の公平性の観点で課題もあるかと思います。

(委員)

私も、公平性が保てるのかということは気になります。

民泊に宿泊される方にも、その他の施設に宿泊される方にも、様々な事情がある中で、線引きをして一方を課税対象から外すというのは、他方の施設に宿泊される方からは不公平ではないかと思われるかもしれません。先程お話がありました、熊本市に泊まれる方は同じ行政サービスを利用されているという観点と同じかと思います。明確な線引きの理由が見当たらないと思うんですよ。

(委員)

民泊は、補助金や助成金の対象外になることも多いんです。電気料金などについては助成金を頂いたこともありましたが、設備の整備などについては頂いていません。

(委員)

補助の対象が旅館業法の許可となっていたりするからでしょうか。

(委員)

そうですね。ですから先ほどの内容が通らなくても大丈夫です。お客様は同じように観光をされるので。

(会長)

この検討委員会として考える方向性としては、熊本に滞在されているお客様は何らかの観光活動をし、何らかの行政サービスを受けられるという前提で、多少ご負担いただけませんかというスタンスだと思うので、民泊に泊まれる方について課税対象としないとする理由などを共有することができたら、そちらも制度の一つになるかと思いますが、金額の設定や理由づけも結構難しいという感じはいたしますね。

ですが、民泊に限らず、低い金額で宿泊される方にご負担いただくことへの危惧があり、何らかの配慮について考える必要があるかもしれない、という意見の共有はさせていただきながら、その解決方法として、そのような方々へも行政サービスを提供できるような仕組みを考えるなど、何か違う形で補填するということも考えなければならないかもしれません。一旦預かっていただいて、次の入湯税についてご意見をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

宿泊税を導入する際に、福岡市のみ、入湯税の改正を行った事例があります。こちらについてご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

現状として、1人150円の入湯税を頂いておりますが、お客様からは払う必要があるのか、などのご意見はありません。特に抵抗なく、低い料金設定のプランのお客様についても同様に、何年も制度が続いている中で日常としてお支払いいただいています。

また、年齢が12歳未満の方や、大学を除く学校の行事として行われる修学旅行に参加する方は、入湯税の免除になっています。

(会長)

入湯税と宿泊税は、基本的に用途や目的が異なるということで、他の自治体では別個に考えられたのだらうと思いますが、入湯税の改正について、今後の方向性としてはいかがでしょうか。

(委員)

別個のものですが、お支払いいただく方は同じ、ということがあります。

(委員)

入湯税については、全国の温泉がある所で課税されていますので、おそらく皆様ご理解があるのではないかと思います。それに加えて宿泊税が課税されることについてはご理解いただけない可能性がありますよね。

(委員)

入湯税はもう十分に浸透して定着していますが、宿泊税はまだそこまでではありませんね。

(委員)

入湯税を改正した場合、入湯税の減額と宿泊税の課税に同時に対応する必要がありますので、宿泊事業者の事務負担は大きいかもしれませんね。

(委員)

入湯税と宿泊税は目的が別という考え方で、改正はしなくてもよいと思いますが。

(委員)

そのようには思うのですが、税、システムやカードの手数料など、支払う項目が多いなという印象ですね。

(委員)

カードでのお支払いがある時は大変ですよ。

(委員)

今、お客様は割引で泊まることに慣れておられて、インターネット上で様々な料金を比べて来られます。複数の施設を予約して、最終的に一つの施設を選ばれるような方法を取られるので、予約状況の変動も大きいのですが、そういった選択をされる際に影響が出てくるのは怖いのです。

(委員)

他のエリアと比較されるということでしょうか。

(委員)

そうです。全国のお客様がインターネットなどを利用して宿泊先を比較されますので、その入り口の所でハンデを負わないか、という点が心配です。

もしも宿泊税が入るのであれば、入湯税が少し安くなれば良いなと思います。

(会長)

そうですね、それが福岡の事例だと思いますが、事務局としてはいかがですか。

(事務局)

福岡市は、宿泊と日帰りで入湯税の額が異なっており、宿泊の入湯税だけを下げられています。熊本市は、宿泊も日帰りも一律150円ですので、改正して一律に税率が下がる場合に、現在入湯税を活用して行っている消火栓整備などの事業の財源が少なくなる、という課題はございます。

(会長)

様々なものが値上がりしていますので、ご負担が多くなればなるほど、消費者としては戸惑いますよね。ですから、どのようにご理解いただいて、気持ちよくお支払いいただくかということに尽きると思いますが。

(委員)

そうですね。消費税が上がった時のように、しばらくすれば慣れて、入湯税と同じく当たり前になるのかもしれませんが。

(会長)

ですが、温泉事業者さんにとっては大変なネックになるということと、熊本市と他県、あるいは県内各市町村との競合が生まれることに不安を感じているということには、留意して頂きたいと思います。

最後に、資料の15ページから18ページの課税要件についてご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

課税期間については、自治体によって3年から5年と異なりがあるということですが、企業などにおける事業計画などは、時代の流れや取り巻く環境が変わってくることから

およそ3年に一度見直しております。そのようなことを鑑みますと、3年後に、税率などの制度や運用などについて検討する時間を持つても良いかと考えます。

(委員)

施行直後については、不具合や、制度として配慮が足りない部分などの課題が出てくる可能性がありますので、それらの見直しまでの期間が5年というのは少し長過ぎるかと思えます。初回は3年で見直しをして、おそらく3年の間に様々な課題が出ると思えますので、それらについて対応、改善すれば、その後は5年ごとの見直しでも良いのではないかと思います。

(委員)

私も3年間が妥当だと思います。

(委員)

施行直後の見直しは、可能な限り早いほうが良いと思っています。1年では情報が揃わないかと思いますが、2年あれば、ある程度の見直しも可能かと思えますので、初回は2年で見直しを行い、その後は3年ごとに見直していくという方法も考えられるかと思えます。今は、時代の流れや展開が早いので、企業で立てる計画も、以前は中長期ということで5年や10年のものがありましたが、今は3年が最長になっております。それらを考えますと、なるべく早いほうが良いと思えます。

(会長)

2年から3年の早い段階で一度見直しをした方が良いということによろしいでしょうか。具体的な期間については、引き続き検討いただければと思います。

(委員の異議なし)

(会長)

最後に、皆様方にこれまでの検討を踏まえ、一言ずつご意見をいただきたいと思えます。懸念されていること、あるいは今後の進め方についてのご希望やご提案などお伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員)

私が今心配しているのは、スケジュール感です。3月に検討委員会から市長に答申をするということで、最終的に議会などで決定した場合は、先に進むことになると思えますが、その後、どの位の期間でどのように動いていくのかを知りたいと思えます。宿泊事業者が

徴収をする際に必要となる、システムの導入や体制づくりを行う期間が十分に確保できるのかを最も心配しています。また、宿泊事業者、例えばフロントなどは最前線になりますが、そこで、お客様にそもそも宿泊税とは何かなどについて、繰り返し、長い時間をかけてご説明しなければならぬということになると非常に大きな負担になりますので、第2回会議でも申し上げましたが、周知期間をどの程度確保できるのかも心配しています。あるいは、宿泊税について説明したリーフレットを多言語で作成して設置したり、表示板を作成して主な施設に掲示したりするなどの準備が必要だと思います。

それらを考えますと、決まったからといってすぐに始めるということにはならないと思いますので、スケジュールについてどのように想定されているかをお尋ねしたいです。

#### (事務局)

今後答申をいただき、方向性が定まりましたら、皆様にまたご意見を伺いながら進めていくことになると思います。決して拙速に進めることはできないと思っておりますが、一方で、なるべく早くより良い環境をつくっていくことが、お客様に選んでいただける観光地としての熊本づくりにつながると思いますので、しっかりとタイミングを見計らっていく必要があると思っております。拙速にはできないものの、そうしている間にも他の地域が投資とブラッシュアップを進め、インバウンドで日本を訪れる多くのお客様に選ばれていく中で、熊本は何も施策を打ち出せない状況になってしまうことも避けたいので、そのせめぎ合いといいますか、皆様にもご協力いただける良いタイミングというものもしっかり見定めていく必要があるかと思っております。

#### (会長)

窓口が混乱しないように、準備と周知の期間を十分確保することなどについて事務局の方でしっかり検討していただければと思います。

#### (委員)

職員が常駐していない宿泊施設での徴収方法をどのようにするかが一番の課題だと思っています。多くの施設を管理している事業者さんもいらっしゃいますので。券売機で徴収されている事例もありましたが、無人であれば払わない方もいらっしゃると思いますし、OTAについては、宿泊料金と合わせて徴収できるサイトもありますが、不明なサイトもありますし、徴収によって発生する手数料などについても心配しています。また、自社サイトを運用している場合は、システム改修が必要になると思います。

#### (会長)

多くの施設を管理している事業者さんもいらっしゃるというお話がありましたが、本日の審議の中に、民泊などの小規模事業者への配慮として、同じ事業者さんが経営する宿

泊施設について合算申告できる制度を設けた方が良いか、という内容もございましたが、こちらに関してはいかがでしょうか。

(委員)

それはお願いしたいと思います。宿泊施設数分の事務処理が発生してしまうと、その分負担が大きくなりますので。

申告については、1か月ごとが良いです。民泊ポータルサイトへの入力も1か月ごとに行うことになっておりますので。

(会長)

申告特例制度は必要ないけれども、合算申告は必要ということでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

申告特例制度は、一定の要件を満たした事業者について3か月分をまとめて申告納入できるものですが、制度としては設けて、利用されるか否かはそれぞれの事業者様にご判断いただく、という仕組みを検討していくということでも良いと思います。

(会長)

合算申告制度については、設けるということでもよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

他の委員の皆様も、ご意見がありましたらお願いします。

(委員)

今回の検討内容を踏まえ、関係者の方からもご意見をいただきまして、次の会議でお伝えできればと思います。

(委員)

私もスケジュール感が気になりましたので、こちらはぜひ情報を共有していただきたいと思います。また、用途については、観光マーケティング戦略に基づく取り組みについて優先順位を設定するかと思いますが、こちらがおそらく難しいかと思っておりますので、議論



を深堀した方が良いと思います。

(委員)

色々な議論がありましたが、現在、入湯税が違和感なく浸透しているように、宿泊税もそうになっていくかもしれないと思いました。

いかに熊本に1日でも長く滞在して熊本の魅力を満喫していただけるか、もう一度熊本に来たいと思っていただけるか、という課題に対して、宿泊税の使途にあたる、受入体制の強化などの観光施策が非常に重要になってくると思いますので、そのような観点から皆様と議論を進めていきたいと思います。

(会長)

使途にあたる観光施策については、もう少し議論が必要になるかと思います。

皆様にいただいた貴重なご意見をまとめますと、宿泊税の使途については、観光マーケティング戦略に基づく新たな取り組みに活用することが好ましいということ。

システム整備費助成制度については、初期投資についての措置として必要ですが、制度の簡素化が求められるので、その点も留意していただきたいということ。

制度について、長期滞在者への課税免除は不要と思われること。入湯税については、お客様の負担感や、入湯税を活用している施策など、総合的に検討する必要があること。制度の見直しについては、初回は2年から3年など、なるべく早い時期が良いのではないかとということ。

導入検討については、県市で連携して丁寧に進めることが求められるということ。

今後のスケジュールについて、仮に導入するとなった場合に十分な準備と周知の期間を確保する必要があること。

本日の審議は、そのような内容であったと思いますので、委員会の意見として事務局にお渡ししたいと思います。

#### 4 閉会

(事務局)

委員の皆様、貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。

これをもちまして、第3回熊本市宿泊税検討委員会を閉会いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。